

平成十六年法律第二十七号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれらに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第一百十一号)その他の地震防災対策に関する法律と相まって、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」とは、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て抜島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

第三条 内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定するものとする。

第四条 内閣総理大臣は、前項の規定による推進地域の指定をするに当たっては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。

第五条 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

第六条 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道県の意見を聴かなければならぬ。(この場合において、関係都道県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。)

第七条 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第八条 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による推進地域の指定の解除をする場合に準用する。

(基本計画)

第九条 中央防災会議は、前条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

第十条 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する基本の方針に関する事項

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的な施策に関する事項

四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的な施策に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項

六 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長)

五 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画(災害対策基本法第二条第九号の防災業務計画、同条第十号の地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十三条第一項に規定する石油コンビナート等災害計画のうち、次条第一項各号に掲げる事項について定めた部分をいい、以下「推進計画」という。)の基本となるべき事項に計画をいい、同条及び第七条第一項において「対策計画」という。)の基本となるべき事項

七 前各号に掲げるもののほか、推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項

八 前項第三号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

(推進計画)

第十一条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二条第三号の指定行政機関(以下この項及び第八条において単に「指定行政機関」という。)の長(指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号口に掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合には当該事務については当該委任を受けた同条第四号の指定地方行政機関(第四号及び第八条において単に「指定地方行政機関」という。)の長をいう。)及び同法第二条第五号の指定公共機関(以下この項及び第八条において単に「指定公共機関」という。)(指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同法第二条第六号の指定地方公共機関(第四号及び第八条において単に「指定地方公共機関」という。)は、同法第二条第九号の防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項

四 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

- は同法第二条第十号の地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。この場合において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。第十一条第一項において同じ。）は、第十三条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。
- 3 第一項第一号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 4 推進計画は、基本計画を基本とするものとする。
- （対策計画）
- 第六条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。
- 一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- 三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業
- 2 第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（前条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該指定があつた日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。
- 3 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。
- 4 対策計画は、当該施設又は事業についての日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他の政令で定める事項について定めるものとする。
- 5 第一項又は第一項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都道県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 6 第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都道県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。
- 7 都道県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。
- （対策計画の特例）
- 第七条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。
- 一 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第八条第一項若しくは第八条の二第一項（これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定する予防規程
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第二十八条第一項に規定する危害予防規程
- 三 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する危害予防規程
- 四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十四条第一項、第六十四条第一項（同法第八十四条において準用する場合を含む。）及び第九十七条第一項に規定する保安規程
- 五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十二条第一項に規定する保安規程
- 六 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第五百五号）第二十七条第一項に規定する保安規程
- 七 石油コンビナート等災害防止法第十八条第一項に規定する防災規程
- 八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの
- 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を作成した者は、前条第六項の規定にかかるわざ、政令で定めるところにより、その日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を変更したときも、同様とする。
- （日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進協議会）
- 第八条 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係地方公共団体の長並びに関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策を実施すると見込まれる者その他の協議会が必要と認める者を加えることができる。
- 2 第一項の協議を行つたための会議（次項及び第五項において単に「会議」という。）は、第一項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方行政機関並びに前項の規定により加わった協議会が必要と認める者をもって構成する。
- 3 協議会は、会議において協議を行つたため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 協議会の庶務は、内閣府において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- （日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定等）
- 第九条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため津波避難対策を特別に強化すべき地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による特別強化地域の指定をするに当たつては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道県の意見を聽かなければならない。この場合において、関係都道県が意見を述べようとすればならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による特別強化地域の指定の解除をする場合に準用する。

(津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置)

第十一条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、居住者、滞在者のその他の者の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特別強化地域における措置が講じられているときは、この限りではない。

(津波避難対策緊急事業計画)

第十二条 第九条第一項の規定による特別強化地域の指定があつたときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）を作成することができる。

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業

二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業

三 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三百三十二号。第十五条において「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、第十五条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。）

四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であつて、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るために配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業

五 前項各号に掲げる事業については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

六 第一項各号に掲げる事業には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。

七 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画に關係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならぬ。

八 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

九 関係市町村長は、前項ただし書の軽微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならない。（津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等）

第十三条 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業（以下この条において「津波避難対策緊急事業」という。）のうち、別表上欄に掲げるもの（当該津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。）に要する経費に対する国

の負担又は補助の割合（次項及び同表において「国の負担割合」という。）は、当該津波避難対策緊急事業に関する法令の規定にかかるらず、同表下欄のとおりとする。

2 津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、前項の規定による国への負担割合を超えるときは、当該津波避難対策緊急事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかるらず、当該他の法令の定める割合による。

3 国は、津波避難対策緊急事業のうち、別表上欄に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合には、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参考して、当該交付金の額を算定するものとする。

第十四条 市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村を除く。）が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地（耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。）を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれららの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都道県知事は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同法第四条第六項（第一号に係る部分に限る。）又は第五条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかるらず、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることができる。

一 関係市町村における日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため必要かつ適当であると認められること。

二 関係市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

第十五条 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第八条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「場合を除く」とあるのは、「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

第十六条 国の行政機関の長又は都道県知事は、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業の実施のため国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）その他の土地利用に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）その他の法律の規定による協議その他行為又は許可その他の処分を求められたときは、当該集団移転促進事業に係る施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

（地方債の特例）

第十七条 地方公共団体が第十一条第一項第四号の政令で定める施設その他津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連して移転する公共施設又は公用施設の除却を行うために要する経費（公共的團体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する同号の政令で定める施設その他該集団移転促進事業に関連して移転する公共施設の除却号）第五条の規定にかかるらず、地方債をもってその財源とすることができる。

(地震観測施設等の整備)

第十八条 国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。(地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、推進地域において、避難施設その他の避難場所、避難路その他(避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設、その他の消防用施設等の他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努めなければならない)。

第二十条 積雪寒冷地域において前項の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等を行うに当たつては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮されなければならない。(津波避難対策上緊急に整備すべき施設等についての配慮)

第二十一条 国及び地方公共団体は、特別強化地域において、積雪寒冷地域における津波からの円滑な避難を確保するために必要な避難施設その他の避難場所、避難路その他(他の避難経路その他の津波避難対策上緊急に整備すべき施設等を行つては、当該施設等について、交通、通信その他積雪寒冷地域における津波避難対策上必要な機能が確保されるよう特に配慮しなければならない)。

(財政上の配慮等)

第二十二条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。(政令への委任)

第二十三条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二二日法律第九三号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四七号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四七号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二十四日法律第四七号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五 第二十二条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く)及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条(第六項を除く)、第二十三条规定(第五項を除く)、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条(附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条规定、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六

八条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条に係る部分に限る)、第三十七条、第三十八条、第四十一条(第四項を除く)、第四十二条、第四十三条、第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る)、第四十六条(附則第四十三条及び第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る))に係る部分に限る)、第四十七条、第四十八条及び第七十五条の規定(附則第七十七条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十九条の三第三項及び第七百一条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)第四十五条第一項の改正規定(同項第二号に係る部分に限る)、附則第八十五条中登録免許税法別表第一第一百一号の改正規定及び同表第百四号(八号)の改正規定、附則第八十七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)第二条第三号の改正規定(「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る)並びに附則第九十条から第九十五条まで及び第九十七条の規定(公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日)

第一条 (施行期日) この法律は、令和二年六月二二日法律第四九号)抄
附 則 (令和二年六月二二日法律第四九号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気事業法目次の改正規定(「電気事業者」を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十一条」に改める部分に限る)、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十条の二(二)に改める部分に限る)、同法第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十八条の四十第五号の改正規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第三十一条の前に見出しを付する改正規定、同節第六款中第三十四条を「第三十四条の二」とする改正規定、同節第五款に一条を加える改正規定、同法第一百十九条第九号の改正規定及び同法第一百二十条第四号の改正規定、第五条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く)並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定(「第六十六条の十一」を「第六十六条の十」に改める部分に限る)及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定(公布の日)

附 則 (令和四年五月二〇日法律第四五号)

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和六年五月二四日法律第三七号) 抄

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第十四条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第十四条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表 (第十二条関係)

事業の区分

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの

割合
三分の一

五 第二十二条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く)及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条(第六項を除く)、第二十三条规定(第五項を除く)、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条(附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条规定、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備で地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの

三分の一